



1. はじめに♪

9月になり、日ごとに涼しくなってきましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

「エチュード♪」ではご無沙汰していました。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川浄宗です。

今回から数回にわたり、物のデザインを保護する「意匠法」について、判例ではどのような基準に基づいて意匠が類似するか否かの判断をしているのか、レッスンしていきましょう。

さて、私たちがあるデザインを見たときに、他のデザインと似ていると感じることは日常生活でもよくあります。しかし、それは「まあ、何となく」といった感覚に基づく主観的な判断であることが多いと思います。

ここで皆さん、次ページに掲載しているX意匠と引用意匠を見比べてください。2つの意匠が似ていると思いませんか？ それとも似ていないと思いませんか？ このように、見る人によってマチマチの主観的な判断では、安定的な答えを導き出せません。

意匠法という法律の世界では、一定の基準に基づいた客観的な判断が求められます。客観的な判断によれば、安定的な答えを導き出せるからです。

意匠法では、ある意匠が他の意匠と類似するか否かについて判断することを「類否判断」と呼んでいます。

意匠の類否判断は、特許庁に意匠登録出願を行う段階から、特許庁で意匠登録を受けて意匠権を取得した後にまで関わってくる重要な問題です。

つまり、意匠の登録要件でいえば、既にカタログなどの刊行物に記載された意匠に類似する意匠は、新規性がないう意匠として意匠登録を受けられません(3条1項3号)。

また、既に特許庁に出願されている意匠に類似する意匠を後から出願したとしても意匠登録を受けることができません(9条1項)。

そして、意匠権の内容でいえば、意匠権者は、特許庁で登録を受けた意匠だけでなく、登録意匠に類似する意匠についても、独占的に実施する権利を持っているのです(23条)。

2. 類否判断の主体

例えば、その意匠が施された物品を購入するだけの一般消費者を基準とするか、それともその分野の意匠にとっても詳しい専門家を基準とするかによって、当然、意匠の類否判断に影響を与えることでしょう。したがって、誰を基準にして意匠の類否判断を行うのが大きな問題になります。

ここで意匠法を見てみましょう。そうすると、親切なことに「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする」(24条2項)と規定しています。

これは、2006年に行われた意匠法の改正において、意匠の類否判断を明確にするために、それまでの判例に基づいて規定されたものです。

意匠の類否判断の主体は、過去の最高裁判例では一般需要者とされてきましたが、最高裁判例以後の他の判例では需要者または取引者とするものが多いことが考慮され、24条2項では「需要者」と規定しているのです。

そのため、24条2項に規定される需要者とは、需要者および取引者のことであると一般に説明されています。

とはいえ、需要者とはもう少し具体的に誰のことでしょうか？ 今回は意匠の類否判断の主体である需要者とは誰かという問題について判断した知的財産高等裁判所の平成21年1月27日の判決「基礎杭事件」を紹介します。

意匠の類否判断の主体である需要者のレッスンを受けた皆さんは、意匠法の「名演奏家」に一歩近づいたことになるでしょう。

3. この事件のあらすじ

原告であるX社は、意匠に係る物品を「基礎杭」とする意匠（X意匠）について特許庁に意匠登録出願（X出願）を行いました。

しかし審査官は、X出願について拒絶査定を行ったので、X社は、この拒絶査定を取り消すべく、特許庁に拒絶査定不服審判を請求しました。

ところが、審判官も「X意匠は意匠に係る物品を『コンクリート杭』とする意匠登録第453150号に係る意匠公報に掲載された意匠（引用意匠）に類似する意匠である」と判断し、X社による拒絶査定不服審判の請求は成り立たないと審決を行いました。

X意匠も引用意匠も、建造物の基礎工事などで地盤に埋め込んで地盤を強化するために使用する物品です。

そこで、X社は特許庁長官を被告として、この審決を取り消すために東京高等裁判所に提訴した審決取消訴訟が今回紹介する事件です。

4. この判決の内容

1. 類否判断の主体

X主張：審決は意匠の類否判断の主体を「観る者」としか認定しなかったために、意匠の類否判断を誤った。

この判決のポイント

「意匠法3条1項3号にいう『類似』の判断主体は、意匠に係る物品についての一般の需要者・取引者であると解すべきところ、X意匠及び引用意匠の意匠に係る物品である『基礎杭』及び『コンクリート杭』の一般の需要者・取引者とは、これらの建築用の杭を購入して使用する建設業者やそのような建設業者との間でこれらの物品の売買を仲介する者などであるから、このような需要者・取引者は、建築用の杭の機能やその施工方法及び効果などを理解し、購入しようとする者であるといえることができる」

「……審決は、……類否の判断主体としての『観る者』として、建築用の基礎杭やコンクリート杭の施工方法や施工場所を理解する者であって、基礎杭やコンクリート杭の形態の相違に応じて、施工方法やその効果において差異があることを認識し得る者を想定しているものと認められる」

「そうすると、……審決が上記類否の判断主体の認定を誤ったものということとはできない」

2. 共通点の認定判断

X主張：審決はX意匠と引用意匠が太径部直径を細径部直径に対して1.5倍とする点で共通すると認定した。

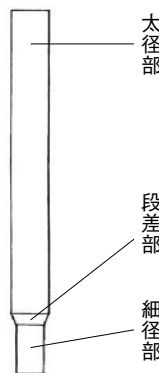
しかし、X意匠は1.38倍であるのに対し、引用意匠は1.64倍であるから、両意匠は共通していない。

【X意匠】

断面図



正面図



【引用意匠】

断面図



テーパ形状部

X意匠と引用意匠は、「いずれも地中に埋設して使用し、埋設後は人の目に触れることがない地盤改良用の建設資材として使用されるものであり」、(その)「寸法が全体的に大きく、かつ、直径方向(長さ300~1000mm)よりも全長方向(長さ4~15m)に相当程度長いものであることは、需要者・取引者が一般的に認識しているものというべきである」。

(すなわち)「基礎杭の需要者・取引者は、基礎杭の直径及び杭長について、上部構造からの条件、地盤条件、施工条件等によって相当な幅があり得るものであることを認識しているものというべきである」。

そうすると、そのような基礎杭の細径部の直径に対する太径部の直径の比率が、1.38倍か1.64倍かということについて、需要者・取引者が格別厳密に意識しなければならないものとは考えられないから、細径部の直径を1としたとき、X意匠の太径部が1.38、引用意匠の太径部が1.64であることを前提として、太径部が細径部の『約1.5倍』と認定したとしても、上下1割の範囲内(1.35倍~1.65倍)に含まれるものであることからすると、審決の認定に係る『約1.5倍』との用語が適用され得る範囲を逸脱しているということとはできない。

……Xが主張する細径部に対する太径部の比率の違いを……『約1.5倍』の限度で共通するとした審決の認定・判断に誤りがあるということとはできない」

3. 差異点の認定判断

X主張：審決はX意匠と引用意匠が段差部の形状を逆円錐台側面形状とする点において共通すると認定した。

しかし、段差部の斜め部分の角度およびその形状、そして物品全体における比率および位置が異なっている。

(上記のような)「基礎杭やコンクリート杭の需要者・取引者は、段差部の形状に様々なものがあり得ることを知っているだけでなく、それが施工条件等に応じたものとして定まる機能的な側面から決定される事項であることを認識しているというべきであるから、X主張に係る段差部の形状の差異は、需要者・取引者にとって、基礎杭などが必要な機能を果たすために必要となる形状の差異にほかならないから、このような差異が意匠的な観点から需要者・取引者の注意を惹くものということとはできない。

したがって、これらの点を差異点として認定したとしても、意匠全体の類似性の判断に影響を与えないものというべきであり、審決の結論に影響を及ぼすものではない」

4. 両意匠の類否判断

X主張：まず、太径部と細径部の長さ方向の比率について、X意匠は太径部が細径部よりも長く、その比率が約6対1であるのに対し、引用意匠は太径部が細径部よりも短く、その比率が約1対2である(差異点①)。

また、細径部の内側面の先端部分においてX意匠の内径は等しいが、引用意匠はテーパ状である(差異点②)。

以上の差異点①および②が両意匠の類似性に関する判断に与える影響は弱いと判断した審決は誤りである。

1) 差異点①について

「X意匠登録出願時において、……太径部と細径部の長さ方向の比について、太径部を相対的に短く、細径部を相対的に長くしたもの……だけでなく、太径部を相対的に長く、細径部を相対的に短くしたもの……も知られていたことからすると、X意匠と引用意匠における太径部と細径部の長さ方向の比が異なる点が、X意匠において新規の形態であるということとはできない。

さらに、……需要者・取引者は、個別具体的な施工場所の施工条件に応じた杭長や段差部の設定、又は、一般的な施工条件に適合しやすい杭長や段差部の設定に関心を払うものと認められるが、その主たる関心は意匠のもたらす美感よりも、形態のもたらす機能的側面に向けられたものである」

「差異点①について両意匠の類似性についての判断に与える影響は微弱である」との審決の判断に誤りはない。

2) 差異点②について

差異点②は、「引用意匠の先端部分の内側にわずかに形成されたテーパ部の有無に関するものであり、意匠全体に与える影響は小さい」。



仮に、差異点②に係る「『引用意匠の形態』が特徴的なものであるとしても、X意匠がそのような特徴的な形態を排除し、意匠的に何ら特徴のない単純な断面形状を採用したことをもって、X意匠において新規の形態ということができないことは明らかである」。差異点②が「X意匠と引用意匠の類似性についての判断を左右するほどの影響を与えるものとはなり得ないとの審決の判断に誤りはない」。

5. 実務への指針

結論として、X意匠は引用意匠に類似する意匠であって、新規性がないため（3条1項3号）、意匠登録が認められなかったということですね。

大まかにいえば、建築用の杭の需要者である建設業者などを基準にして比べてみると、Xの主張するX意匠と引用意匠の間にある違いは、ほんのわずかな違いにすぎないということです。

今回の判決には、「需要者」の具体的な解釈を提示したという点において、実務上の意義があります。

ここで、特許庁が意匠登録の出願について審査を行う際の指針とする意匠審査基準も、この判決と同様に、需要者とは「物品の取引・流通の実態に応じた適切な者」と述べています。

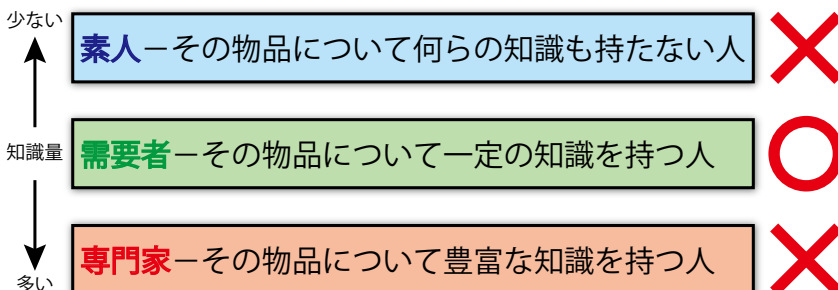
そうすると、何かの機会にたまたまその商品を購入した人のように、その物品について何らの知識も持たない素人は「需要者」とはいえません。

また、先ほどの意匠審査基準は、「意匠創作に係る创作者の主観的な視点を排し、需要者……が観察した場合の客観的な印象」によって意匠の類否判断を行うとも述べています。

そうすると、その商品の開発に携わるデザイナーのように、その物品について豊富な知識を持っている専門家もまた「需要者」とはいえません。

したがって、今回の判決が述べるように、素人でもなければ専門家でもないけれど、その分野の物品の違いを理解したうえで購入する人。つまり、その物品の分野において、一定の知識を持つ人が「需要者」になるわけです。

【ひと目で分かるこの判決のポイント】



6. おわりに

そもそも、なぜ需要者・取引者を基準として意匠の類否判断を行う必要があるのでしょうか？

最初に述べたように、意匠の類否判断は、どうしても人間の感覚に基づいた主観的な判断に流されがちです。

しかし、今回の判決のように、その物品について一定の知識を持つ人を基準にして意匠の類否判断を行うことによって、一定の基準に基づいた客観的な判断ができるわけです。

皆さん、今度は建設業者になったつもりで25ページに掲載されているX意匠と引用意匠をもう一度客観的に見比べてください。最初に出した答えとは違ってくるかもしれません。

今回のレッスンを通じて、意匠の類否判断を行う際には、まずその基準となる「需要者」とは具体的には誰なのかを検討する作業が必要になるということを知っておいてください。

それでは今回の「意匠の類否判断の主体」のレッスンはここまでです。皆さんお疲れさまでした。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長 / 弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。特許・実用新案・意匠・商標の実務に携わりながら、専修大学の講師も務める。ベートーベンの9曲の交響曲は原曲も素晴らしいが、リストのピアノ編曲版も大作曲家と大ピアニストの相克を感じる名編曲である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp